

市有地の 一般競争入札案内書

令和6年5月実施

松本市上下水道局 総務課

目 次

	ページ
1 入札物件	1
2 入札参加者の資格及び入札の参加方法	1
3 入札に当たって付す条件	1
4 申込みの方法	2
5 現地説明会	3
6 入札保証金	3
7 入札日及び落札者の決定方法	4
8 入札日の持参品等	4
9 契約の締結等	5
10 売買代金の支払方法	5
11 所有権の移転等	5
(参考) 1 関係法令	6
2 印紙税額	7
3 登録免許税額	7
松本市普通財産一般競争入札心得書	8～9
入札保証金・契約保証金の小切手による納付について	10
よくあるご質問	11
物件調書	12～15
一般競争入札参加申込書	16
誓約書	17
委任状	18
入札書	19

問合せ先

〒390-0852 松本市島立1490-2

松本市上下水道局 総務課

電話(代表)0263-48-6800(内線 3013)

FAX 0263-47-2137

URL <http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

E-mail sui-somu@city.matsumoto.lg.jp

1 入札物件

入札物件は次のとおりです。

物件の名称	面積	地目
物件の所在地	予定価格	用途地域
宮渕本村 宅地	174.33 m ²	宅地
松本市宮渕本村 241 番 11	6,659,000 円	第1種住居地域

(注1):「予定価格」とは、当該物件の最低入札価格です。

(注2):物件は、現状有姿(あるがままのすがた)の引渡しです。当該土地に存在する工作物等は、そのまま引渡しとなります。

2 入札参加者の資格及び入札の参加方法

(1) 入札参加資格(関係法令 P6参照)

次の規定及び事項に該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定

イ 未成年の方

ウ 暴力団及びその構成員等

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体(以下「観察処分団体」という。)及びその役員若しくは構成員

オ 市町村税(当該市町村税にかかる徴収金を含む。)を納付していない者

カ その他、市長が適当でないと認めた者

(2) 入札の参加方法

入札は、松本市普通財産一般競争入札実施要綱に準じて行います。

入札参加に当たっては、「4 申込みの方法」に記載のとおり事前に申込みをいただいたうえ、「入札心得書」を十分お読みいただき、参加してください。

3 入札に当たって付す条件

(1) 売買契約においては、次の用途等に供しない条件を付すこととします。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)が使用する用途
- ウ 観察処分団体並びに公序良俗又は、公共の福祉に反すると思われる団体その他一般市民の権利を侵害する可能性がある団体(本号にいう「団体」には、それら団体の関係者、信者、元信者等これに準ずる者一切を含む。)が使用する用途
- エ 上記のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途
- オ 売買物件を第三者に売買、贈与その他所有権を譲渡するときは、上記に掲げる指定用途を当該第三者に遵守させなければならない。

(2) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の3割を違約金としてお支払いいただきます。

4 申込みの方法

(1) 申込みに必要な書類(各1通)

- ア 個人の場合 一般競争入札参加申込書、誓約書、※身分証明書、住民票、印鑑登録証明書、滞納がない証明書
- イ 法人の場合 一般競争入札参加申込書、誓約書、法人の登記事項証明書、印鑑証明書、滞納がない証明書
- ウ 共有の場合 共有者全員について、上記アの書類

(注1) 「※身分証明書」は、本籍所在地の市区町村長が発行する証明書です。

(注2) 外国籍の方は、身分証明書がありませんので、それに代わるものとして、「住民票(省略のもの)」と誓約書(様式は要問合わせ)を提出してください。

(注3) 申込書に記載された氏名が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となります。

(注4) 申込書、誓約書以外の各書類については、発行後3カ月以内のものとしします。

(2) 申込みの受付

ア 受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月22日(月)の8時30分から17時15分までです。

なお、直接お持ちいただく場合、土曜日、日曜日及び祝祭日の受付は行いません。

イ 受付場所

松本市上下水道局 1階 総務課 (〒390-0852 松本市島立1490-2)

ウ 留意事項

- (ア) 郵送による申込みの場合は、書留又は簡易書留により期限までに到着したものを受け付けます。
- (イ) ファックス又は電子メールによる受付はできません。
- (ウ) 記入誤り又は不備がありますと、申込みが無効になる場合があります。

5 現地説明会

令和6年4月12日(金) 午前10時から10時30分まで

駐車場はありませんので、宮渕浄化センターの駐車場をご使用ください。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)の入札保証金を、以下のいずれかの方法により納付していただきます。納付方法については、お申し込みの際、一般競争入札参加申込書の「4入札保証金の納付方法」にて希望する方法を選択してください。なお、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当します。

(1) 現金又は銀行振出小切手(当日納付)

ア 入札開始前に納付していただきます。

イ 銀行振出小切手は、松本手形交換所加盟の金融機関が振り出したもので、発行日より5日以内のものでのみ納付可能です。

ウ 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後に「入札保証金保管証書」と引き換えにお返しします。

(2) 納付書(事前納付)

ア お申し込み後、納付書による納付を希望した申込者には、事前に金額欄未記入の納付書をお送りします。

イ 納付書へ金額を記入し、事前に金融機関で納付してください。

ウ 入金確認のため、入札開始前に領収書の写しを提出してください。

エ 落札されなかった方の入札保証金は、事前にご記入いただく還付請求書に基づき、指定された金融機関口座へ振り込む方法によりお返しします(還付までに2, 3週間程度かかります)。

7 入札日及び落札者の決定方法

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和6年5月2日(木) 13時30分から14時00分まで受付

※ 受付締切り後、直ちに入札会場にて入札及び開札を行います。

イ 場所

松本市上下水道局 2階 契約室 (松本市島立1490-2)

ウ 注意事項

(ア) 入札開始時間の直前は、受付窓口及び入札保証金納付窓口が混み合うことが予想されますので、なるべく早めにおいでの上、受付を終了されますようお願いいたします。

(イ) 入札開始時間に遅れますと入札に参加できませんのでご注意ください。

(ウ) 郵送又は電信による入札はできませんので、本人又は代理人が出席してください。

(2) 落札者の決定方法

開札の結果、松本市上下水道局(以下「市(局)」という。)が決定した予定価格以上で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

8 入札日の持参品等

(1) 入札書

(2) 委任状

ア 入札参加申込書の申込人(共有とされる場合は共有者全員)が入札に参加される場合は不要です。

イ 法人の場合で代表権の無い方や、個人、共有でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任者の実印を押印した委任状(印鑑証明書は不要)を持参してください。

ウ 委任状は、別添のものを使用してください。

(3) 印鑑

ア 入札参加申込書に押印した、申込者本人の印鑑をお持ちください。

イ 代理人が入札する場合は、申込者本人の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑をお持ちください。

ウ ゴム印等の変形しやすいものは、使用できません。

(4) 入札保証金(現金又は小切手により納付される方)

- (5) 入札保証金領収書の写し(市(局)が発行する納付書により入札保証金を納付された方)
- (6) 還付請求書(市(局)が発行する納付書により入札保証金を納付された方)
- (7) 筆記具(黒のボールペン又は万年筆)

9 契約の締結等

- (1) 落札者には、入札が終了した後に契約に必要な書類をお渡しします。
- (2) 落札者は、落札決定の日の翌日から20日以内に売買契約の締結をしていただく必要があります。
- (3) 期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、入札保証金は市(局)に帰属することになりますのでご注意ください。
- (4) 売買契約の締結は、入札参加申込書に記載された名義で行います。
- (5) 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上(円未満切上げ)の契約保証金をお支払いいただきます。なお、この契約保証金は売買代金に充当します。
- (6) 売買代金の分割納付はできません。

10 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金と契約保証金との差額を、市(局)が発行する納入通知書により、契約締結の日を含めて20日以内に納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、売買代金の納付が行われなかった場合には、市(局)に帰属することになりますのでご注意ください。

11 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後に市(局)が行います。
- (3) 入札参加申込書に記載された名義で所有権の移転登記を行います。
- (4) 売買契約書「市(局)保管用のもの1部」に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税(P7参照)等、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

【参考】

1 関係法令

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)より抜粋
(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 地方自治法(昭和22年法律第67号)より抜粋
(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)より抜粋
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)より抜粋
(観察処分)

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。)であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

2 印紙税額

契約金額(売買代金)	印紙税額
100万円を超え 500万円以下	1千円
500万円を超え 1千万円以下	5千円
1千万円を超え 5千万円以下	1万円
5千万円を超え 1億円以下	3万円
1億円を超え 5億円以下	6万円

3 登録免許税額

※ 課税標準の価額 × 1,000分の15

課税標準の価額は、固定資産税台帳価格(入札物件の近傍宅地等の固定資産税台帳価格に比準して算定)です。

松本市普通財産一般競争入札心得書

第1条 本市が執行する一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、松本市普通財産一般競争入札公告、市有地一般競争入札案内書、本入札心得書を熟読し、現場等を熟覧のうえ入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出しなければなりません。

第4条 入札は、別に定める所定の入札書により入札日時までに提出しなければなりません。

第5条 入札参加者は、松本市普通財産一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に定める入札保証金を納めなければなりません。

第6条 入札書には、入札者の住所・氏名(法人の場合は、所在地・名称・代表者名)を記入のうえ、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引き換え、変更、又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格が無い者のした入札
- (2) 入札参加申込書を提出していない者のした入札
- (3) 第5条に定める入札保証金を納付しない者又は入札保証金が指定の金額に達しない者のした入札
- (4) 一人の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 公告、案内書又は本心得書の条項に違反する者のした入札
- (6) 入札書の金額その他記載事項が明らかでない入札
- (7) 不正行為があったと認められる入札
- (8) 2人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札書の金額を訂正した入札(入札書の金額訂正は訂正印を押印しても認められません。)
- (10) 郵送又は電信による入札

第9条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、当該入札時間までに入札辞退届を提出してください。

第10条 入札参加者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することがあります。

第11条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者の立会いにより行います。

第12条 入札は3回まで実施しますが、2回目以降の入札は直前の入札価格が市の予定価格に満たない場合にのみ行います。3回の入札をもって落札者がいないときは、当該公告による入札を中止します。この場合、異議を申し立てることはできません。

第13条 入札者のうち、市の予定価格以上で入札した者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係の無い本市職員にくじを引かせます。この場合、異議を申し立てることはできません。

第14条 入札保証金は、落札者を除き、現金又は銀行振振出小切手により納付した者については、保証金を納付したとき発行した「入札保証金保管証書」と引き換えに速やかにこれを還付します。市が発行する納付書により納付した者については、「還付請求書」に基づき、指定された金融機関口座へ振り込む方法により還付します。ただし、落札者の入札保証金は、第15条に定める契約保証金に充当します。

第15条 落札者は、契約締結の際、第14条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、現金又は銀行振出小切手もしくは市が発行する納付書により納めなければなりません。

第16条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第17条 落札者が落札決定の日の翌日から20日以内に契約又は仮契約(議会の議決に付すべきものに限る。)を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。

第18条 本心得書に定めのない事項は、案内書、松本市規則、要綱の定めるところによって処理します。

入札保証金・契約保証金の小切手による納付について

入札保証金又は契約保証金を銀行振出小切手(預金小切手又は預手という。)で提出する場合は、下記の点にご留意ください。

なお、自己振出小切手は入札保証金又は契約保証金として提出できません。

1 銀行振出小切手の留意点

入札保証金又は契約保証金として提出できる銀行振出小切手は、次の条件をすべて満たすものを提出してください。

- (1) 松本手形交換所加盟の金融機関が振り出した自己宛てのもの
- (2) 振出日から起算して5日以内のもの
- (3) 持参人払式のもの

なお、具体的な銀行振出小切手の例を下記に示しましたので参考にしてください。

2 落札者の銀行振出小切手に係る取立手数料について

落札された方が入札保証金又は契約保証金として提出していただいた銀行振出小切手について、取立手数料が別途必要となる場合には、これをご負担いただくこととなりますのでご承知おきください。

3 銀行振出小切手の例

No. ○○○○○○	小切手	松本○○○○ ○○○-○○
支払地 松本市 株式会社 ○○銀行○○支店		銀行 渡り
金額	¥○○,○○○,○○○※	
上記の金額をこの小切手と引換えに持参人へお支払ください。		
拒絶証書不要		
振出日 令和○年○月○日	振出人 株式会社	○○銀行○○支店
振出地 松本市	支店長	○○○○